

① 職場の概要（仕事の内容）

- 服務規律に係る普及啓発活動、倫理規程に基づく報告書の取りまとめ、兼業等の手続き対応。
- 職員の懲戒、服務に関すること。

② 倫理保持に関連する取組の概要

（１）倫理規程に係る利害関係者との禁止行為について、特に、自動車の提供と飲食の提供については、経済産業省は業界との付き合いが多いことから、例外的に提供を受けて良いか確認が必要になる。そこで原課でも判断ができるよう、チェックリストを作成して省内イントラに掲載することで、原課が自主的に判断できる体制を構築している。

（２）国公法や倫理法等に係る服務規律を大々的に普及啓発する機会は、現状、階層別研修に加えて、12月に開催される「服務規律倫理月間」に限られている状況。ついてはこれに加え、人事異動が落ち着く7月頃に改めて、服務規律において特に活用するであろうルールを抜粋して省内職員に周知する活動を実施している。

（３）国家公務員法に基づく懲戒処分を行うまでには至らない場合であっても、当該職員にその責任を自覚させ、今後の職務の履行に関して改善向上を図るため、「矯正措置」に焦点をあて、服務に対する意識向上を目指すための部内研修を実施している。

（４）ここ数年、情報漏えいが報告された事案はないが、引き続き情報漏えいが発生しないためにあらためて情報漏えいが発生するリスクの洗い出しや、漏えい防止のためのルール化等を部内全体で行っている。

③ ②に記載した倫理保持に関連する取組の目的及び効果

(1) 原課からの問い合わせは、急を要するものが多く、当課で受けきれぬ問い合わせも限られていることから、原課が当課の回答を待たずして、判断できることから、職務に支障を来すことなく運用ができています。他方で、原課からの問い合わせが減ることで、業務効率化を図ることができています。

(2) 新たに着任した課室における利害関係者やそれに基づいて、遵守すべきルールについて、改めて認識できる機会を与えることができています。これにより省内職員から基礎的な問い合わせは減った（基礎ルールの周知はある程度は浸透した）と考える。

(3) 身近に非違行為が起これる事案をテーマとして取り上げて資料を作成し、職員に対し説明することで懲戒処分と矯正措置の違いを理解し、勤務時間の内外を問わず非違行為の未然防止や、非違行為発覚前の自主的かつ速やかな申し出等について、あらためて認識させることができています。

(4) 各課署において、担当する業務において情報漏えいが発生するリスクについてディスカッションにより洗い出しを行い、なぜなぜ分析等の手法を用いてそれぞれの要因を分析することで、職員一人一人が直面する情報漏えいのリスクを確認するとともに、情報漏えい防止の意識を高めることに繋がっている。

④ 職場のPR内容